

# HOPEニュース

## 2022年3月号



Tel 097-540-7555

### ◆2022年4月診療報酬改定概要ついて◆

〈2月9日の中医協総会答申より抜粋〉

#### 《外来感染対策向上加算の概要》

外来感染対策向上加算 6点

#### 主な算定要件

新設

- 診療所であること
- 感染対策向上加算1の届け出を行っている保険医療機関または地域の医師会と連携すること
- 院内感染管理者によって最新のエビデンスに基づき、自施設の実情に合わせた標準予防策、感染予防策などを講じていること
- 新興感染症の発生時などに行政の求めに応じて発熱外来を設置し、それをウェブサイトなどで公開していること
- 感染対策向上加算1を算定する医療機関との連携で連携強化加算（3点）を、地域のサーベイランス事業に参加することでサーベイランス強化加算（1点）を算定可能

#### 《入院医療における2022年度改定の主な見直し項目》

急性期	看護必要度のA項目から「心電図モニター管理」を削除。「点滴ライン同時3本管理」は「注射薬剤3種類以上管理」に。また、手術や救急医療など高度かつ専門的な医療を提供している病院が算定できる「急性期充実体制加算（460～180点）」を新設（総合入院体制加算との併算定は不可）。
急性期後・回復期	地域包括ケア病棟は、入院料・入院医療管理料3・4にも在宅復帰率要件を新設し、満たさない場合は減算。各入院料で「自宅等から入院した患者割合」の要件を新設もしくは厳格化することで、自院の急性期病床からの受け皿機能に特化する病床を規制する方向へ。回復期リハビリテーション病棟入院料は、入院料1～4の重症患者割合を厳格化。
慢性期	「看護配置20対1」などの要件を満たせない経過措置病棟の入院基本料を引き下げ。また、摂食・嚥下機能の回復に必要な体制を備えていない病棟は、中心静脈栄養の患者を医療区分3ではなく区分2と見なすことにより、摂食・嚥下リハビリテーションの実施体制整備を促す。

※要件厳格化につながる見直しには基本的に、2022年9月30日まで経過措置が設けられている。

#### 《外来医療における2022年度改定の主な見直し項目》

リフィル処方箋の導入	リフィル処方箋が可能だと判断した患者に対して、医師が処方箋の「リフィル可」欄にし点と「2回」もしくは「3回」の反復可能回数を記入。現行では30日以上の投薬で処方箋料が6割減算されるが、リフィル処方箋で1回当たり29日以内の投薬を行えば、この減算が適用されない。
オンライン診療の初診解禁、点数引き上げ	初再診料の中で情報通信機器を用いた場合の評価を新設。初診251点、再診73点に。対象疾患も拡大。現行のオンライン診療料に設けられている距離要件、実施割合要件は撤廃し、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に沿って、対面診療が必要な場合に、適切に自院もしくは他院での診療に切り替えられればオンライン診療を提供可能に。
紹介状なし患者への定額負担の拡大	大病院の外来に紹介状なしで受診する患者から徴収する定額負担が増額（2022年10月から）。現行は、初診時5000円、再診時2500円以上だが、それぞれ7000円、3000円に。対象病院に、「一般病床200床以上の紹介受診重点医療機関」を追加。なお、紹介受診重点医療機関には入院初日の加算（800点）を新設し、外来の機能分化を図る。
地域包括診療料・加算の算定対象拡大	地域包括診療料・加算の対象疾患に慢性心不全、慢性腎臓病を追加。患者への生活・療養指導は医師以外（看護師、管理栄養士、薬剤師）が提供可能に。算定要件として「予防接種に関する相談対応」を追加。
機能強化加算の要件厳格化	算定位要件を厳格化。「地域包括診療料・加算1の届け出」「地域包括診療料・加算2の届け出＋在宅医療の実績」「在宅医療の後方病床としての実績」「小児かかりつけ診療料の届け出」のいずれかを満たすことが必要に（経過措置は2022年9月30日まで）。
オンライン資格確認システムの普及推進	オンライン資格確認システムで患者情報を取得し、診療した場合に月1回、初診時7点、再診時4点などを加算できる電子の保健医療情報活用加算を新設。なお、患者がマイナンバーカードを持参せず、情報を取得できなくてもシステムを導入していれば2年間、初診時3点を算定できる。

#### 【改定プログラム送付について】

2022年4月窓口改定プログラムは、3月下旬（24日）頃以降に、送付予定です。

プログラム更新作業までに、新薬等用に作成したマスタで、管理番号が附番されていない場合は、弊社までお問い合わせください。

管理番号が附番されていないマスタは、更新されませんので、ご注意ください。

なお、改定作業は、30日までに必ず実施していただけますようお願いいたします。31日は予備日といたします。

顔認証カードリーダーをお申し込み済みで、オンライン資格確認未設定の医療機関様は、早めの設置作業をお勧めいたします。

■留守番電話の際、緊急事項につきましては恐れ入りますが、「ご伝言」をお願いいたします。

■消耗品のご注文は、なるべくFAXにてご注文をいただきますようお願いいたします。FAX.097-540-7556